

個人番号（マイナンバー）記入表

入園申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届)に記入した入園希望の子ども及び①世帯の状況の欄に記入した、同居する家族の個人番号を記入してください。

園に提出する場合は「マイナンバー記入表関係書類のみ」添付の封筒に入れて封印してください。

※申請書類や就労証明書等は、この封筒には絶対に入れないでください。

なお、役場 福祉保険課に直接持参される場合は、封入せずそのままご提出いただいで構いません。

氏名	続柄	個人番号											
記入例) 福祉 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
★新規及び継続入園希望の子ども													
	第 子												
	第 子												
	第 子												
	第 子												
☆同居の家族													
	父												
	母												

※大学生や高校生の兄弟等で、同居していなくても、園児と生計を同じくしている場合は保育料多子軽減判定に関係してくる場合があるため、ご記入をお願いいたします。

新規入園希望者(在園児の兄弟を含む)は裏面に続く



個人番号(マイナンバー)及び本人確認書類について

※下記に該当する方は個人番号確認書類と本人確認書類が必要です。

【提出先】 保育園希望者 → 福祉保険課又は保育園 認定こども園希望者 → 認定こども園

○在園児の兄弟が新規で入園を希望する場合

(1)在園する園に提出する場合

・新規で入園するお子さんの番号確認と本人確認に必要な書類の写しを同封してください。

(2)福祉保険課に提出する場合

・新規で入園するお子さんの番号確認と本人確認に必要な書類を窓口で提示してください。

○新規入園希望者(在園児の兄弟以外)

(1)保育園入園希望者 提出先:福祉保険課

・同居する家族全員の番号確認と本人確認に必要な書類を窓口で提示してください。

(2)認定こども園入園希望者 提出先:入園を希望する園

・同居する家族全員の番号確認と本人確認に必要な書類の写しを同封してください。

<番号確認に必要な書類>

・マイナンバーカード(個人番号カード) ※1

・通知カード ※2

・個人番号が記載された住民票 ※3

→ 本人確認書類 不要

本人確認書類 必要

<本人確認に必要な書類>

1点で良いもの

運転免許証 ※4、パスポート等

2点以上必要なもの

保険証、年金手帳、介護保険証、こども医療受給資格者証、住民票等

※1 マイナンバーカードは1枚で「番号確認」も「本人確認」もできます。
写しの場合は両面が必要です。

※2 個人番号通知カードについては令和2年5月25日より、氏名や住所が住民票と一致している場合のみ証明として使用可能です。

※3 個人番号が記載された住民票は、本人確認に必要な書類の2点以上必要なものの一つも兼ねます。例：個人番号記載の住民票と保険証 等

※4 運転免許証で、裏面の備考欄に住所地等の変更記載がある場合は、提示及び写し共に裏面も必要となります。住民票と異なる氏名や住所の免許証は身分証明書になりませんので速やかに手続きをお願いいたします。

※5 新生児の個人番号については、個人番号通知書が届きますが、この通知書は番号確認の書類にはなりませんのでご注意ください。